無期転換ルールの特例の仕組み

事業主

①計画の作成

- 対象労働者に応じた適切な雇用管理に関する事項

例：労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与（高度専門労働者）
配置、職務等に関する配慮（高齢者）

②申請

③認定

基本指針に沿った対応が取られると認められれば認定

厚生労働大臣

基本指針

- 対象労働者に応じた適切な雇用管理に関する事項　等

（高度専門労働者、高齢者それぞれについて趣旨に即した多様な事項を例示）

④有期労働契約の締結

※契約締結・更新時に労働条件を明示
- 無期転換申込権発生までの期間
- 特例の対象となる業務（高度専門労働者）

（労働基準法施行規則で対応）

労働者

- 高度専門労働者
  - 一定の期間内に完了する業務に従事
  - 高収入かつ高度の専門的知識等を有する者
- 定年後引き続いて雇用される者

⑤無期転換ルールの特例

（1）高度専門労働者

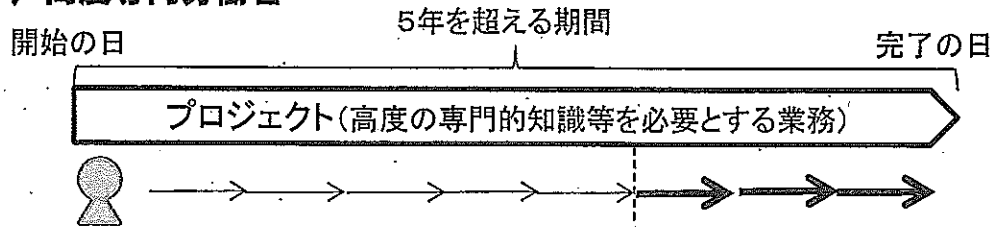

☆　プロジェクトの期間中は、対象労働者について**無期転換申込権は発生しない**（ただし10年を上限）

（2）定年後引き続いて雇用される者

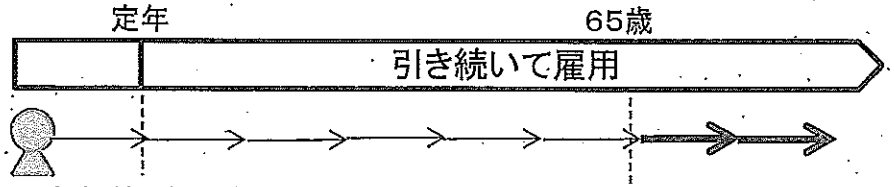

☆　定年後引き続いて雇用されている期間中は、対象労働者について**無期転換申込権は発生しない**

出典：厚生労働省